

会費徴収方法の変更について

1. 会員更新会計年度を、9月1日から翌年8月31日までと変更致します。
2. 会費徴収事務簡素化のため、今まで個々の会員の入会月に合わせて行っていた更新・会費徴収を、9月に全会員一括で行うこととし、来年1999年9月より実施します。
3. 年会費は今まで通り3000円です。
4. 移行期間の更新については、下記の3段階の暫定会費を適用します。

平成維新東京副代表 澤井正治

- ・ 9～12月入会の会員 3000円
- ・ 1～4月 “ 2000円
- ・ 5～8月 “ 1000円

従って、会員の皆様方には、個々の入会月にあわせた「年会費金額」を記入した「郵便振込用紙」を、会報に同封送付致しますので、「記入通りの金額」の納入をお願いします。

5. 新規入会者の会費も、入会月により上記3段階の暫定会費を適用します。

第1回情報公開特別委員会・報告

標題の会を11月5日（木）新宿区立リサイクル活動センターにて行った。出席者は、佐藤さん、藤本さん、私の三人でした。

議題は、豊島区の昨年度一年間の食糧費でしたが、10月7日の情報公開請求に対して、10月7日付けで監査委員事務局からは、情報不存在との通知が、10月20日付けで公開延期通知（11月中旬になると）が選挙管理委員会と区長から、又、10月21日付けで同様のものが、教育委員会から私に届いており、その報告のみを私から行った。

雑談的に国の情報公開法や都の情報公開条例のこと及び談合について話し合った。都民の会では、昨日の運営会議で、国の情報公開法の早期成立の要望書を国の関係部署に出す事に決定した。

情報公開特別委員会委員長 谷田桂四郎

都の情報公開条例の改正は、来年の1月に議会にかけられると詳しい筋から聞いた事をお話した。

談合については、開かれた議事をめざす会の勉強会で得た事例を報告した。神奈川県座間市では、談合が、あった事が、立件されて、入札を一般競争入札にした所、落札率に対して、10%以上の差が出たと。工事費は、食糧費よりずっと金額も大きいので、各自治体で、一般競争入札を取り入れるべきと座間市の山崎市議は、提案していた。

更に、渋谷区は、食糧費関係の書類の保存期間を行政サイドで勝手に10年を1年にした事が、平田区議の調査で解り、おかしいと大手新聞が、取り上げた記事を紹介した。

以上で、7時過ぎには、閉会した。

【選挙候補者推薦手続き細則】

（1996年4月2日運営会議にて決定）

下記「手続き」の上、「運営会議」で議決し、「都民の会推薦」を決定する。

1. 「推薦候補者」の「経歴・政見・推薦理由等」を書類で提出する。
2. 当該地区会員の出来るだけ多数の推薦人の「推薦依頼書」を提出する。
3. 事前に、会報等で出来るだけ多くの会員に、上記趣旨を周知徹底する。

なお、候補者から、要請があれば直後の会報に掲載する。

【備考】上記1～3に関する補足。下記評価内容を総合判断して運営会議で決める。

1. 自由フォーマットとするが、運営会議出席者に的確な判断材料を提供する。
2. 推薦人数+反対者数+保留者数+返事なし等その他数=全会員数、を明記する。

推薦目安は、推薦人数>=（推薦人数+反対

3. 会員への周知方法・周知内容・周知結果等を運営会議に報告する。

【選挙候補者推薦基準】

（1997年9月4日運営会議にて決定）

我々は、以下の様な候補者を推薦し、政治の場に送り出す事、及び当選後は「協定した政策」の実現に向けて総力を挙げて協力する事を約束します。

（1）候補者は、強い信念と高い志を持ち、国民・市民全体の奉仕者であり、個別利害の代表者であってはならない。

（2）自らの政策や政治活動を、金銭の出納を含め、定期的に当会に報告するものとする。

（3）候補者が、当会と交わした「政策協定」に違反したり、推薦基準に適合しない行為を繰り返した場合は当会はその推薦を取り消し、公職を辞職する事を勧告する。